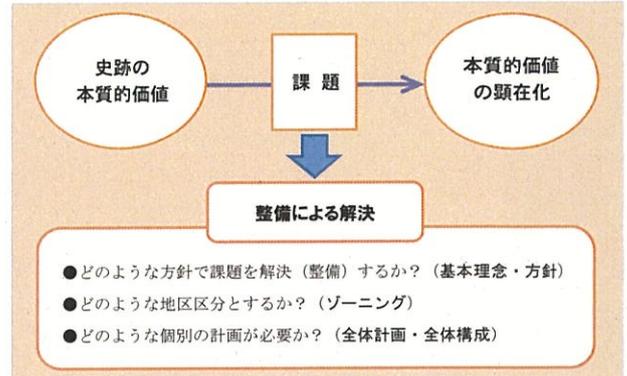


史跡仙台城跡整備基本計画中間案（素案） （要約版）

教育局文化財課

1. 計画策定の経緯と目的

仙台城跡については、平成 15 年の史跡指定後、平成 17 年に「仙台城跡整備基本計画」を策定しましたが、その後 10 年以上が経過し、東日本大震災の発生や東西線の開通など社会情勢等が大きく変化したことから、平成 31 年度に「史跡仙台城跡保存活用計画」を策定しました。本計画は、保存活用計画で示した方針に基づき、国の方針も踏まえ、史跡仙台城の整備と活用を進めるものであり、本市の都市個性を象徴する場所として、歴史と趣を感じる城郭らしい景観と来訪者が学びを楽しむことのできる環境を実現し、「新たな杜の都」のまちづくりに資することを目指します。



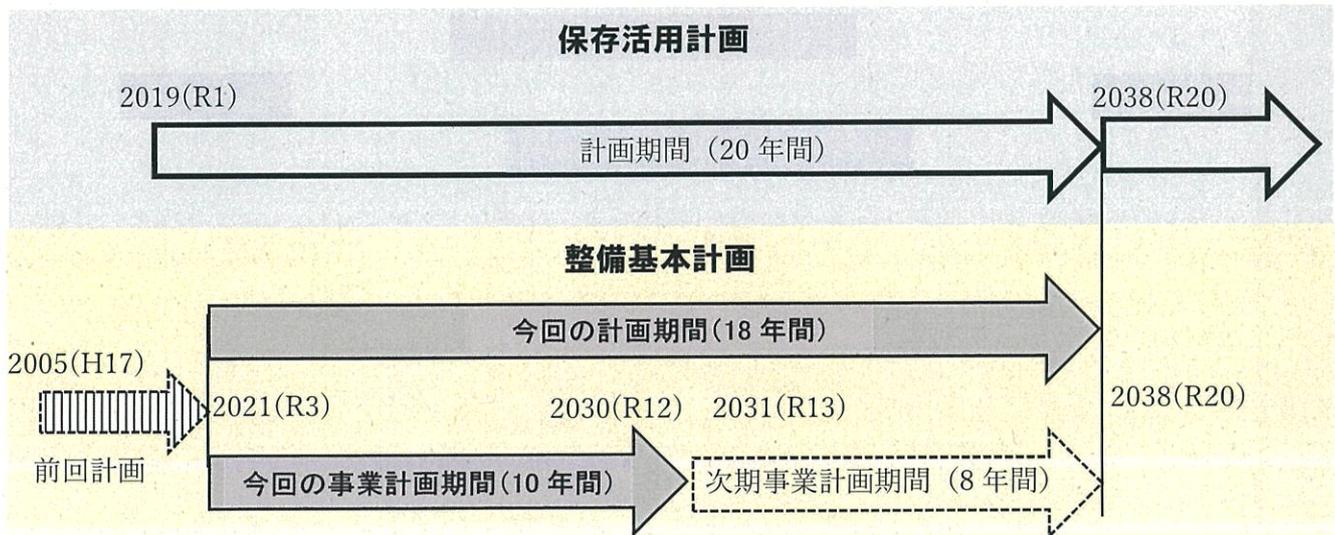
計画策定の基本的な考え方

2. 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として仙台城跡の史跡指定地内（必要に応じて、指定地周辺も計画の対象範囲としていくことを検討）

3. 計画期間

- ・保存活用計画の計画期間である、令和20年（2038）度までのおおむね18年間の整備目標を策定
 - ・令和3年（2021）度から令和12年（2030）度の10年間に、優先的に実施する整備内容について、第8章の事業計画において定める。
- （令和13(2031)年度以降の事業計画は、整備の進捗状況や社会情勢等の変化を考慮し、事業計画期間の後期（令和8～12年<2026～2030>）に検討）



4. 計画の構成

第1章 計画策定の経緯と目的 (P. 1-10)	
計画策定の経緯と計画目的、計画期間、計画の構成等について記載	
第2章 計画地の環境 (P. 11-34)	
仙台城跡にかかる自然的・歴史的・社会的環境について記載	
第3章 仙台城跡の概要 (P. 35-41)	
史跡指定の状況と各種調査成果について記載	
第4章 仙台城跡の本質的価値 (P. 42-44)	
仙台城跡の特質を表す本質的価値を「歴史」「文化」「自然」の観点から5つに整理	
第5章 仙台城跡および広域関連整備の現状と課題 (P. 45-46)	
史跡仙台城跡および関連歴史資産にかかる現状と課題を、保存と活用の観点に分けて記載	
第6章 コンセプトと基本理念・基本方針 (P. 47-50)	
本計画のコンセプトと、「保存・継承」「安全・学び」「地域活性化・観光」をテーマとした3つの基本理念および、それに基づく基本方針について記載	
第7章 整備基本計画 (P. 51-91)	
7-1 全体計画および地区区分計画	全体計画では、整備全体の考え方や整備の基準となる時期について記載し、地区区分計画では6つの整備ゾーンと14の整備区域毎に現状と課題、対応方針を記載
7-2 遺構保存・修復に関する計画	遺構保存と修復の手法について記載
7-3 調査等に関する計画	史跡の整備に向けて必要となる各種調査について記載
7-4 修景に関する計画	植生を含む史跡の景観を構成する要素について整備方針を記載
7-5 遺構表現に関する計画	遺構表現の手法を記載し、手法毎に対象となり得る遺構を整理
7-6 動線計画	現状の動線について現状と課題を整理した上で、整備方針に基づく新たな動線案(モデルコース)を記載
7-7 案内・解説施設に関する計画	ガイダンス施設と、既設のものを含めたサイン施設の整備方針について記載
7-8 便益施設に関する計画	史跡内の休憩施設、トイレ、照明等の便益施設について記載
7-9 地形造成に関する計画	史跡内における自然地形の保存と、往時の地形復元にかかる整備方針を記載
7-10 公開・活用に関する計画	史跡の公開と活用の方針および関連歴史資産との連携について記載
7-11 管理・運営に関する計画	史跡の管理・運営についての方針や、体制について記載
第8章 事業計画 (P. 92-98)	
10年間の計画期間内に実施する整備事業について記載 【前期】 R 3～7年度 【後期】 R 8～12年度	

5. 仙台城跡の本質的価値

史跡の本質的価値とは、「史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体になって有する我が国の歴史上又は学術上の価値」とされています。

仙台城跡の本質的価値は、大きく3つの視点から捉えることができます。一つ目は、日本有数の大大名であった伊達家の居城であり藩政を司る城郭として、さまざまな土地利用の変遷を重ねながら現代に至るまで守り伝えられてきたという歴史的視点。二つ目は、初代藩主伊達政宗が生み出した、従来の伝統を重んじながらも上方の新しい文化を取り入れ、後世に継承されていく特色ある文化の出発点であるという文化的な視点。三つ目は、青葉山や竜の口溪谷、広瀬川等の自然環境と一体となって歴史的景観を形成しているという自然的な視点です。

これら3つの視点を踏まえ、仙台城跡の本質的価値として以下の5つを提示します。

【5つの本質的価値】

1 良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構

仙台城跡には、本丸、二の丸、東丸（三の丸）といった主要な曲輪や登城路などの城郭の基本形状に加え、石垣、土塁等の遺構も良好に残っています。さらに、青葉山や、天然の要害としての竜の口溪谷や広瀬川等の自然環境は、城の歴史的景観を形成する重要な要素となっています。

2 時代の移り変わりを示す城郭構造

仙台城跡は、築城期における本丸が持つ山城的性格と、後に造営される二の丸が持つ平城の性格が併存する城郭構造に特徴があり、これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映している点で重要です。

3 本丸北壁石垣の変遷と城内の石垣にみる変化

本丸北壁石垣の解体修復に伴う発掘調査では、3時期にわたる石垣の変遷や内部構造を確認し、築城の様子を明らかにしました。ここで確認した石垣の変遷は、城内の随所に残る石垣の構築年代の検討や、地震災害からの復旧を表す遺構として重要です。

4 政宗らしさをうかがわせる特色ある遺構と遺物

初代仙台藩主である伊達政宗は、伝統を重んじつつ、新しい要素を組み入れることにより、政宗らしきともいえる特色のある文化を築き上げました。これまでの発掘調査でも、それらの文化を特徴づける遺構や遺物を確認しています。

5 杜の都仙台の象徴

仙台城跡は「仙台」発祥の地として、近世から現代に至るまで、地域とともに歴史を刻んできた杜の都仙台を象徴する史跡です。特に本丸跡からの眺望は、来訪者に緑豊かな景観を深く印象付け、「杜の都」という呼称の普及に大きく貢献しました。

6. コンセプト・基本理念・基本方針

コンセプト

「仙台」発祥の地 仙台城跡を

より城郭らしく 市民が誇りをもてる場所へ

～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現～

■ 仙台の象徴として守り伝える歴史・文化的遺産

史跡の本質的価値の保存・継承／調査・研究に基づく整備

■ 安全・快適に史跡に親しみ学べる地域の城

安全・快適に散策できる城内環境を実現／史跡の歴史や価値を学ぶことのできる整備

■ 仙台の街づくりと地域の活性化へつなぐ観光資源

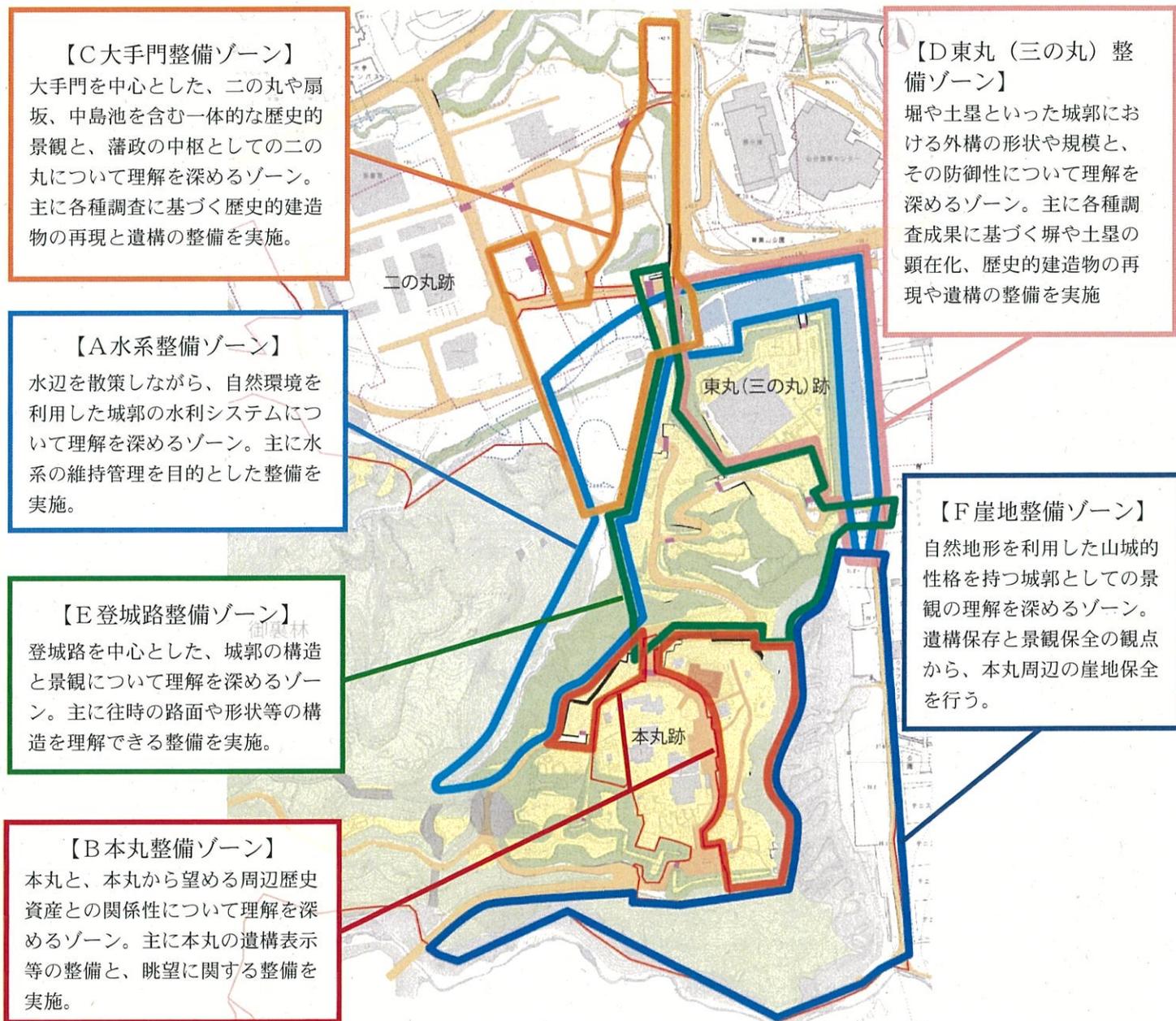
仙台の街づくりと地域活性化に資する観光資源としての整備

基本方針

(1) 継続的な調査研究と維持管理による、遺構・遺物の保存と次世代への継承 発掘調査や史料調査の実施、き損や災害への対応	7-2 遺構保存 7-10 調査
(2) 城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保 遺構の顕在化、修景(植生)、歴史的建造物の再現	7-4 修景 7-5 遺構表現 7-9 地形造成
(3) 安全・安心・快適な城内環境の実現 災害対応、石垣の動態観測の実施と更新、危険木への対応、雨水排水処理	7-4 修景 7-9 地形造成
(4) 来訪者の回遊性向上 各整備区域の拠点化、各回遊ルートの意味づけ、案内・サイン施設整備、ガイド活動	7-6 動線 7-7 案内・解説 7-8 便益
(5) 様々な来訪者への適切な対応 バリアフリー、ユニバーサルデザイン、多言語対応	7-7 案内・解説 7-8 便益
(6) 史跡情報の積極的公開・活用・広報 出前講座、見学会、イベント利用、ガイド活動、博物館や(仮称)公園センターとの連携、学校教育との連携	7-10 公開・活用
(7) 市民協働・地域との連携推進 史跡の保存・活用等における市民協働、学校教育との連携、関連歴史資産ネットワーク	7-10 公開・活用

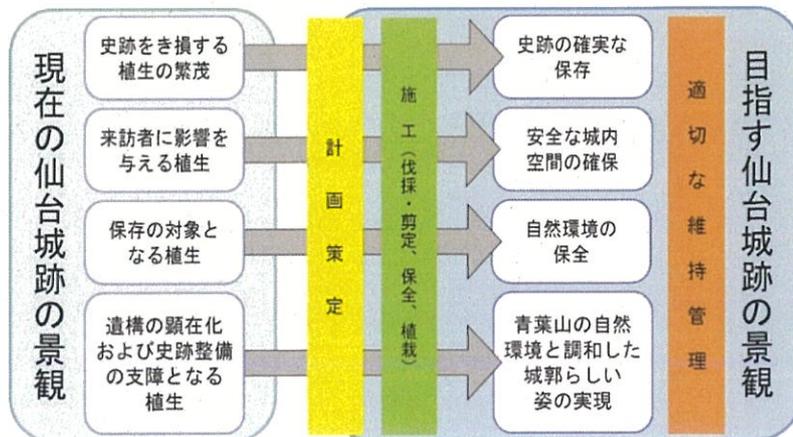
7. 整備基本計画（第7章）

（1）整備ゾーンおよび整備等の対応方針



（2）植生修景計画

仙台城跡の景観の構成要素である植生は、城郭らしい景観の形成に向けて特に重要な要素となります。修景は、現行の『仙台城跡整備基本計画』（平成17年3月策定）に掲載されている「植生に関する計画」をもとに現状を考慮した方針を定め、現状調査と修景の計画を策定の上、適切に実施していきます。



8. 事業計画（第8章）

【事業概要】

本計画では令和3年から12年の10年間を事業期間とし、その中で前期（R3～7）と後期（R8～12）の期間を設け各時期の終わりに進捗状況の確認と整理を行います。

事業期間の中で、仙台城跡が関わるイベント等が開催される場合は、関連部局・機関と連携を図りながら実効性を持った整備を実施し、仙台城跡の公開と活用を推進します。

10年間の事業では「整備に向けた調査」「景観の整備」「史跡の整備」の3つの柱を基に整備および調査を実施します。



図8-1 整備の3本柱相関図

●整備に向けた調査	史跡の整備に向けた仙台城跡の実態解明調査（発掘・測量ほか）。
●景観の整備	修景(植生)を中心とした城郭全体にかかる景観の整備。
●史跡の整備	築城期登城路の再現や土塁の顕在化、法面保護等、史跡の保存と活用のための整備。

10年間の事業は以下の範囲で行います。

①本丸整備ゾーン ●●

【本丸縁辺地整備区域】

修景(植生)と、遺構表示、サイン施設および便益施設の設置、東側崖面の法面崩落防止整備等を行います。

②大手門整備ゾーン ●●

【大手門整備区域・二の丸詰門整備区域・扇坂下整備区域】

整備に向けた調査と修景(植生)を行います。

③東丸(三の丸)整備ゾーン ●●

【東丸(三の丸)外構整備区域】

修景(植生)と、園路の整備、サイン施設、安全確保のための柵設置や植栽等を行います。

④登城路整備ゾーン ●●●

【登城路整備区域・造酒屋敷整備区域】

整備に向けた調査と修景(植生)および遺構表示、園路の整備、サイン施設および便益施設の設置等を行います。

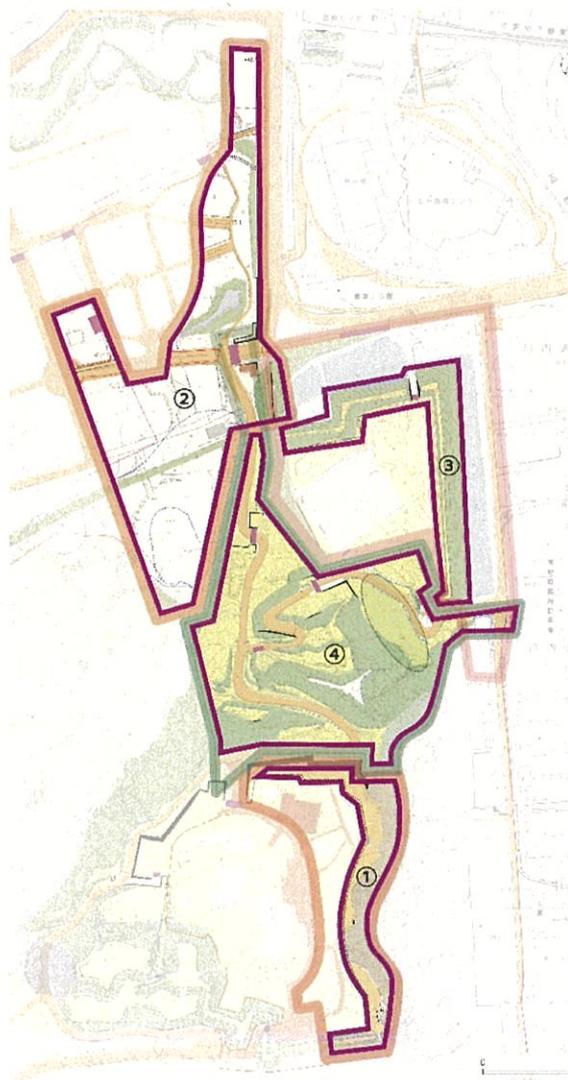


図8-2 10年間の整備対象範囲